

連帯保証人の 1 人に対する勝訴判決が他の連帯保証人に及ぼす効果

当社は 6 年前に A 社に対し 1000 万円を貸し付け、B、C はこの貸付について A 社の連帯保証人となっています。

A 社は経営不振により破産し、当社は支払を受けられないまま弁済期から 4 年が経過したため、B に保証債務の履行を求める訴訟を提起し勝訴判決を得ました。

その後も支払がないまま 2 年が経過し、当社から C に対し保証債務の履行を求めたところ、C は弁済期から 5 年以上が経過しているので自分の保証債務は時効消滅したと主張しています。

当社は C に対して請求できないのでしょうか。

1. 商事消滅時効

商法 522 条は、「商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、5 年間行使しないときは、時効によって消滅する。」と規定し、商行為によって生じた債権につき 5 年の消滅時効を定めています。

会社の行為は商行為と推定され、A 社に対する貸付は弁済期より 5 年間で原則として消滅時効により消滅することとなります。

また、保証債務の付従性から A 社の主債務が時効により消滅した場合、B、C の保証債務も同時に消滅することとなります。

2. 時効の中断

債権者として債権を保全するためには、弁済期から 5 年を経過するまでに民法 147 条の定める①請求、②差押え、仮差押え又は仮処分、③承認のいずれかにより時効の中断をする必要があります。

①の請求とは、債権者の債務者への権利主張をいい、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解又は調停申立て、破産手続への参加、催告などがこれにあたります。

民法 457 条 1 項は「主たる債務者に対する履行の請求その他の事由による時効の中断は、保証人に対しても、その効力を生じる。」と規定していることから、当社が主債務者である A 社に対して訴訟を提起し、請求認容の判決を得ていれば、主債務者である A 社の時効中断の効力は連帯保証人である B、C に及ぶこととなります。しかし、本件の場合、当社は A 社ではなく B に対して訴訟を提起しているため、連帯保証人 B に生じた時効中断の効力が、A 社及び C に及ぶかが問題となります。

3. 連帯保証人に生じた時効中断の他者に対する効果

(1) 連帯保証人に生じた時効中断の主債務者に対する効果

民法 458 条は連帯保証人に生じた事由の主たる債務者に対する効果について、「民法第 434 条から第 440 条までの規定は、主たる債務者が保証人と連帯して債務を負担する場合について準用する。」と規定しており、民法 434 条は「連帯債務者の 1 人に対する履行の請求は、他の連帯債務者に対しても、その効力を生ずる。」と規定していることから、連帯保証人に対する①請求の効力は主債務者に対しても及び、主債務者にも時効中断が生じることとなります。ただし、本件では A 社が既に破産しているので、A 社に

対する効果は事実上問題になりません。

(2)連帯保証人の1人に生じた時効中断の他の連帯保証人に対する効果

複数の連帯保証人がいる場合に、連帯保証人の1人に生じた事由が他の連帯保証人に効果を及ぼすかに関し、最高裁昭和43年11月15日判決は、「複数の連帯保証人が存する場合であつても、右の保証人が連帯して保証債務を負担する旨特約した場合（いわゆる保証連帯の場合）または商法511条2項に該当する場合でなければ、各保証人間に連帯債務ないしこれに準ずる法律関係は生じないと解するのが相当である」と判示しています。

商法511条2項は「保証人がある場合において、債務が主たる債務者の商行為によって生じたものであるとき、又は保証が商行為であるときは、主たる債務者及び保証人が各別の行為によって債務を負担したときであっても、その債務は、各自が連帯して負担する。」と定めており、同項が適用される場合は、主債務者と保証人との間のみならず、保証人相互間にも連帯関係が生じるものと解されます。

したがって、この場合、連帯保証人相互間にも民法434条の準用により、連帯保証人の1人に対する①請求の効力は他の連帯保証人に対しても及び、その結果他の連帯保証人に時効中断が生じることとなります。

福岡地裁昭和60年7月29日判決は、「複数の連帯保証人が存する場合であっても、連帯保証人の一人に対し、支払命令の申立てによる請求がなされても、それは他の連帯保証人に原則として効果を及ぼすものではないと解するのが相当であるが、商法511条2項が適用される場合には各保証人間に連帯債務ないしこれに準ずる法律関係を生じると解するのが相当であるから、この場合には民法434条の準用により、連帯保証人の一人に対する支払命令の申立てによる請求は、他の連帯保証人に対しても請求がなされたと同一の効果を生じ、この結果、他の連帯保証人に対する消滅時効の進行を中断するものと解するのが相当である」と判示しています(岡山地裁平成5年3月25日判決同旨)。

4. 本件の場合

まず、A社は既に破産しているとのことですので、当社はB、Cについて個別に時効管理をする必要があります。

主債務者であるA社の借入れは商行為と推定されることから、商法511条2項の「債務が主たる債務者の商行為によって生じたものであるとき」に該当し、同条項によりBとCとの間に連帯関係が認められます。

BとCとの間に連帯関係があることから、民法434条の準用により、連帯保証人の1人であるBに生じた①請求による時効中断については、他の連帯保証人であるCに対しても効果が及ぶこととなります。

当社は弁済期から4年の時点でBに対する訴訟を提起しており、これは①請求に該当しますので、Cの保証債務は、当社からBに対する訴訟による時効中断からその後5年を経過しておらず、Cの消滅時効は完成していないこととなり、当社はCに対し保証債務の履行を求めることができるものと解されます。